

2017年8月15日

女性の活躍推進法「一般事業主行動計画」

社会福祉法人 加島友愛会

社会福祉法人加島友愛会では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第8条第1項又は第7項の規定に基づき、下記のとおり一般事業主行動計画を策定しました。

1. 計画期間

平成28年 4月 1日 ～ 平成33年 3月 31日

2. 取り組みの内容

産休・育休を取得できる職場であること（産休・育休の取得状況等）を、法人ホームページや施設見学会（就職説明会）等で求職者に向けて積極的に広報していく。

求職者向けの施設見学会での広報については年間で3回以上行う。

産休・育休取得者の状況（2017.8.15現在）

社会福祉法人 加島友愛会

2008年度	1名
2009年度	1名
2010年度	2名
2011年度	5名
2012年度	1名
2013年度	1名
2014年度	2名
2015年度	3名
2016年度	2名
2017年度	-名（予定）

10年間でのべ18名の
職員が産前産後・育児
休業を取得しているよ

